

転出証明書請求書

市川三郷町長 あて

請求年月日	年 月 日	請求者	
転出した日 (正確に記入)	年 月 日	電話番号	

*平日 8時30分～17時の間に連絡が取れる電話番号

これからの 住所		これからの 世帯主	
いままでの 住所		いままでの 世帯主	

本籍		筆頭者	
----	--	-----	--

転出した方(する方)全員の氏名	No.	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	性 別
	1		大・昭 平・令 年 月 日	男・女
	2		大・昭 平・令 年 月 日	男・女
	3		大・昭 平・令 年 月 日	男・女
	4		大・昭 平・令 年 月 日	男・女
	5		大・昭 平・令 年 月 日	男・女
	合計人数	人		

特例転出 ・マイナンバーカードをお持ちの方は転出証明書なしで転入手続を行うことができます。
・転出手続きが完了しましたら、市川三郷町から連絡します。
<注意> ※転入の届出は、転出予定日から30日以内かつ転入日から14日以内に行ってください。
 ※この期間を経過すると、マイナンバーカードを使った転入ができなくなります。

特例転出を希望する場合はチェックをしてください。	特例転出希望 ☐
--------------------------	---------------------------------

《注意事項》

- *この届出書は、転出前または転出日から14日以内に届くように郵送してください。
- *市川三郷町の住基カードをお持ちの場合は、住所地ごとの発行のため廃止手続き(転入手続き後)を行います。
- *電話番号は、平日8時30分～17時に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。お送りいただいた請求書に不明な点がある場合で、電話確認ができない場合は、受付することができずこの請求書を返送することがあります。
- *転出手続きの手数料は無料です。

- *次の2点を、この請求書と合わせて役場に送付してください。
- 「送付先(請求者が住んでいるところ)を記入した返信用封筒」に「切手」を貼ったもの
※国外転出、特例転出の場合は不要です。
 - ご本人であること(氏名・生年月日・住所)が確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)のコピー

*あて先 〒409-3601 市川三郷町町民課行き
 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
 TEL.055-272-1105 FAX.055-272-1198